

公民館の利用制限の緩和について

議員の政治報告会に係る公民館の使用について

現在、本市の公民館では、社会教育法及び千葉市公民館設置管理条例に基づき、政治的中立性を確保するため、議員（国会、県議会及び市議会）が公民館で不特定多数を対象とした政治報告会を行うことは認めていません。

しかしながら、一般的な政治的教養の向上に関する事業は公民館の趣旨にかなうものであり、特定の政党・政派に所属している国会・県議会・市議会議員であっても、社会教育法の趣旨に反しない限り、一般住民を対象とした、「市（県・国）政報告会」を許可すべきとの意見があります（政令指定都市でも認めている市と認めていない市があります。）。

（参考）千葉市における現行の規定及び取扱い

1 社会教育法第23条による公民館の利用制限

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

2 千葉市公民館設置管理条例による公民館の利用制限

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。

(3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるとき。

(以下略)

3 千葉市公民館運営における社会教育法第23条の解釈適用について（例示表）
 （昭和58年4月社会教育課）抜粋

2.（社会教育法第23条）第1項第2号にいう「特定の政党の利害に関する事業」関係について

事 例	見 解
政党（政治資金規正法第3条にいう。）が行う事業のための会場使用。	政党及び政治団体の会場利用は、何らかの意味で、特定の政党の利害につながるものと判断し、会場の使用を許可しない。（法第23条1項の2による。）
政党員のための事業および政党が一般市民に呼びかけて行う事業のための会場使用。	同 上
政治団体員のための事業および政治団体（政治資金規正法第3条にいう。）が、一般市民に呼びかけて行う事業のための会場使用。	同 上